

※詳しくは☎にお問い合わせください。

特設人権相談所を開設します

相談は無料で秘密は固く守ります。
日時 12月3日(月)
午前10時～午後3時
場所 市役所11号会議室
内容 家庭内・近隣間のもめごと、相続・金銭問題、いじめ・差別などの人権問題、その他いろいろな心配ごとや悩みごと
相談員 人権擁護委員
※特設人権相談所以外にも、熊本地方法務局で相談を受け付けています。
☎熊本地方法務局玉名支局 72・2347



2019年版市民手帳を販売します

県や市町村の最新統計資料などを掲載しているコンパクトで使いやすい市民手帳を販売します。在庫がなくなり次第、販売は終了しますので、希望

者は早めにご購入ください。
●主な内容(2部構成)
【日記欄】見開き1週間タイプ日記欄、月間予定表など
【資料編】保健予防事業のご案内、市避難所一覧、市民課窓口事務案内など
●価格 470円(税込)
●サイズ 横9.4cm×縦15cm
●販売開始日 11月1日(木)
●販売場所 市役所2階 政策企画課
※1階での購入を希望する人は、総合案内にお申し出ください。
※予約者には、注文冊数分用意しています。
☎政策企画課企画統計係 63・1274



11月30日は「年金の日」です

「ねんきんネット」を利用すると、いつでもご自身の年金記録を確認できます。将来の年金受給見込額につ

いて、年金記録を基にさまざまなパターンでの試算をすることもできます。年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみましょう。
「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページで確認するか、玉名年金事務所に問い合わせください。
☎玉名年金事務所 74・1638



保険料控除証明書が送付されます

所得税と住民税の申告では、国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です(その年の1年間に納めた保険料が対象)。控除に必要な書類である「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が、11月上旬に送付されます(10月1日～12月31日)に、初めて納付した人には、平成31年2月上旬に送付)。年末

女性に対する暴力をなくすために

毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、決して許されません。一人で悩まず、まずはご相談ください。
※期間中は市役所1階総合案内横で「配偶者からの暴力根絶をめざして」のDVDを放映します。ぜひご覧ください。
☎総務課男女共同参画推進室 63・1139
☎DV相談ナビ 0570・055210

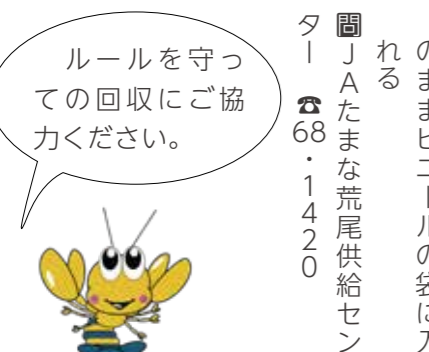
オリーブの苗木購入費を助成します

耕作放棄地解消と産地化を目指し、オリーブの苗木購入費の一部を助成します。
●助成額 苗木の購入額の25%(消費税を除く)
※苗木の価格は2年生苗木で1本2千円～4千円程度です(消費税を除く)。



不要な農薬を回収します

不必要な農薬はJAで一括回収後、処理専門業者へ委託して処分します。
●日時 11月13日(火) 午前9時～午後3時
●場所 JAたまな荒尾供給センター
●対象 全農薬(肥料・廃油などは回収しません)
●費用 1キロあたり100円(税込み)
●回収方法 回収場所に認印(朱肉使用)を持参し、直接持ち込んでください。
●注意事項
①残量が少ない農薬は、有毒ガスの発生防止のため一つの容器にまとめない
②梱包が古い粉剤は、飛散する恐れがあるので、そのままビニールの袋に入れる
☎JAたまな荒尾供給センター 68・1420



あらお花風景写真コンテスト結果発表

あらお花風景写真コンテストの各部門の最優秀賞が決定しました。たくさんのご応募ありがとうございました。

A ガーデニング・プランター部門
最優秀賞：クリスマスローズ
(撮影場所：自宅)



▲ガーデニング・プランター部門 (松田良枝さん)

B ネイチャーフォト部門
最優秀賞：夏のハマゴウと雲仙
(撮影場所：荒尾干潟)



▲ネイチャーフォト部門 (本田良子さん)

花のあるまちづくりを支援します

くまもと緑・景観協働機構では、地域のボランティア団体の緑化活動を支援する事業を実施しています。
「花いっぱい運動支援事業」公園などの公共用地で花いっぱい運動を行うときに、花の種子・球根・苗を支援
●募集期間(春まき・春植え) 11月30日(金)～平成31年1月15日(火)
「緑花ボランティア支援事業」公共用地の緑化事業を行うときに、植栽に必要な苗木・花苗などの購入費用を支援
●募集期間 12月14日(金)
※支援要件・申請方法など詳しくは、ホームページをご覧ください。
☎都計画課計画係 63・1487
☎くまもと緑・景観協働機構 096・3333・2522



調整や確定申告の際は必ず添付してください。また、家族の国民年金保険料を納めたときも、納めた人の社会保険料控除に加えることができます。送られてきた家族宛ての控除証明書を送付して申告してください。
☎ねんきん加入者ダイヤル 0570・003・004
毒キノコによる食中毒に注意してください
野生キノコの本格的な発生時期には、食用キノコとよく似た形の毒キノコを間違えて食べて中毒を起してしまうことがあります(平成25年秋には、県内で死亡事故が発生しています)。食べられるキノコと毒キノコの判別は難しく、素人判断はとても危険です。
●食用と判断できないキノコは、絶対に食べない
●図鑑や写真だけで食用かどうかを判断しない
※詳しくは県のホームページをご覧ください。
☎有明保健所衛生環境課 72・2184